

一般社団法人 日本国際交詢協会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当社団法人は、一般社団法人日本国際交詢協会と称する。アルファベットによる表記では **Japanese Society for International cultivation of mutual friendship.** と称し、略称を **J.S.I.C.M.F.** とする。

(事務所)

第2条 当社団法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2項 当社団法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置く事ができる。尚、当社団法人の社員が居住する外国に従たる事務所を置く場合は、その国の法令に定める規定に従い設置することとする。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 当社団法人は、国際相互理解の促進、及び海外における日本文化の振興、並びにそれらに係る公正且つ自由な経済活動の機会の確保、及びそれらの促進と活性化に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当社団法人は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外取引サポート事業 (講演会・セミナー開催、翻訳サービス、信用調査、市場情報提供など)
- (2) 海外展示会出展支援事業 (海外展示会の主催者と出展者双方の支援、通訳など)
- (3) 知的財産活用支援事業 (著作権交渉代行、コンテンツ作品発表支援、海賊版対策支援など)
- (4) その他、上記目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 当社団法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第三章 社員及び会員

(法人の構成員)

第 6 条 当社団法人を構成する社員は、この社団法人の目的、並びに事業に賛同して入会し、責任を持つ個人をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(その他の会員)

第 7 条 当社団法人の目的、並びに事業に賛同した個人又は団体は、以下の会員として入会する事ができる。

(ア) 準会員：この社団法人の目的、並びに事業に賛同して、その事業に協力するために入会した個人又は団体

(イ) 賛助会員：この社団法人の目的、並びに事業を援助するために入会した個人又は団体

(社員の資格の取得)

第 8 条 当社団法人の社員となる者は、次に掲げる各号の一つ以上の要件を満たし、理事会が別に定める書類を代表理事に提出して、代表理事の承認を受けなければならない。

(1) 当社団法人の設立時の社員である者

(2) 当社団法人の準会員として、この社団法人に一年以上の継続した活動のある者

(3) 当社団法人の理事会において、2 名以上の理事の推薦を受けた者

(4) この定款の第 17 条（倫理規定、及び罰則規定）にある反社会的勢力及びその構成員、若しくは犯罪者ではないこと。

(その他の会員の入会)

第 9 条 準会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類（入会申込書）を代表理事に提出し、申し込まなければならない。

第 2 項 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第 10 条 社員及び会員は、この社団法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時点、及び入会した時点で毎月、若しくは毎年度、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

(休会届け)

第 11 条 社員は不慮の事故、病気、怪我、障がい、及びそれらの治癒や被災等その他のやむを得ない事由で当社団の活動に参加が困難な場合に限り、休会する事ができる。その場合は代表理事に休会届けを提出し、了承を得る必要がある。

第 2 項 休会届けが代表理事に受理され、了承された場合、休会期間中の年会費は免除される。

第 3 項 復会の場合は復会届けを代表理事に提出し、受理され、且つ了承が得られた場合、その年度の年会費を支払い、復会する事ができる。

第 4 項 社員は、休会中であっても社員総会に出席する事ができる。

(任意退社)

第 12 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第 2 項 準会員、及び賛助会員は、任意に退会する事ができる。

(除名)

第 13 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名する事ができる。この場合、その社員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をする事とするが、その除名の通知を受けた社員には、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この社団法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この社団法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の第 17 条（倫理規定、及び罰則規定）などに相当する正当な事由があるとき

(4) 第 11 条の（休会届け）が代表理事に提出され、それが了承された場合は除名の対象とはならない。但し、第 17 条の倫理規定、及び罰則規定に違反した場合は例外とする。

第 2 項 前項により除名が議決されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

（社員資格の喪失）

第 14 条 社員は前 2 条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人、又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき

(4) 2 年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 総社員の同意があったとき

(7) 第 11 条の（休会届け）が代表理事に提出され、それが了承された場合は社員資格喪失の対象とはならない。但し、第 17 条（倫理規定、及び罰則規定）に違反した場合は例外とする。

（社員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 15 条 社員が第 14 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

第 2 項 この社団法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の 抛出金品は、これを返還しない。

第 3 項 第 17 条の倫理規定、及び罰則規定に該当し、尚且つ当社団に経済的、社会的信用に関わる損害が発生した場合、当協会は当該社員（準会員、並びに協賛会員も含む）に対し、その損失利益に相当する損害賠償請求を行うことができる。

（その他の会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第 16 条 当社団法人の準会員、並びに賛助会員の資格の喪失、及び権利と義務、並びに

入会金、会費などについては、この法人の社員と同じく第 15 条の規定に従うものとする

第 2 項 第 17 条の倫理規定、及び罰則規定に違反、乃至は理事会、外部第三者委員会に違反相当と判断された場合は、当社団法人の準会員、並びに賛助会員の資格の喪失、及び権利と義務、並びに入会金、会費、損失利益の賠償などについては、この社団法人の社員と同じ規定に従うものとする。

(倫理規定、及び罰則規定)

第 17 条 当社団法人、並びにその社員（準会員、賛助会員を含む）は、日本国並びに国際社会の相互理解の促進と、その秩序の信頼と安定並びに安全、及び和平に貢献することを目的に掲げている以上、それに反する反社会的勢力、即ち暴力的犯罪組織、テロ並びに麻薬組織、特殊詐欺集団等の反社会的組織や、それに加担、若しくは犯罪を犯す事を生業とする犯罪者等との交際を一切禁止する。また社員、並びに準会員、賛助会員も自身の犯罪を始めとした反社会的行為を一切禁止する。従って、当社団法人を始めとする社員、並びに準会員と賛助会員は、反社会的組織、及び犯罪者等との交際、並びに犯罪行為への加担や犯罪行為、若しくは他人への犯罪行為の教唆などは当社団法人が取り決める罰則規定に抵触し、処罰の対象となる事とする。

第 2 項 当社団法人に所属する社員（役員、準会員、賛助会員を含む）が意図して、若しくは故意に当社団法人の社会的信用、並びに名誉を棄損する目的をもって反社会的組織、並びに犯罪者等からの仕事の依頼を受けたり、または犯罪行為を実行、又は他人へ教唆し、結果として当社団法人の社会的信用、並びに名誉が棄損された場合、当該社員は除名処分対象者として当社団法人の理事会、又は当社団法人が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断に委ねるものとする。この場合、除名処分相当との判断がなされた場合、当該社員に対し当社団法人は損害賠償請求する事があり得る。

第 3 項 当社団法人に所属する社員（役員、準会員、賛助会員を含む）が意図して、若しくは故意に反社会的組織、並びに犯罪者等からの仕事の依頼を受け、その当該成果物の報酬の受取り如何に関わらず、当該社員は除名処分対象者として当社団法人の理事会、又は当社団法人が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断に委ねるものとする。この場合、除名処分相当との判断がなされた場合、当該社員に対し当社団法人は損害賠償請求する事があり得る。

第 4 項 当社団法人に所属する社員（準会員、賛助会員を含む）が意図して、若しくは

故意に日本国、並びに他国の刑法を始めとする法律、若しくは当社団法人の信用を棄損する行為に抵触する犯罪行為を犯した場合、当該社員は除名処分対象者として当社団法人の理事会、又は当社団法人が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断に委ねるものとする。この場合、除名処分相当との判断がなされた場合、当該社員に対し当社団法人は損害賠償請求する事があり得る。

第5項 当社団法人に所属する社員（準会員、賛助会員を含む）が当人の過失により、反社会的組織、並びに犯罪者等からの仕事の依頼を受け、その当該成果物の報酬の受取り如何に関わらず、当該社員は退会処分対象者として当社団法人の理事会、又は当社団法人が外部者の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断に委ねるものとする。

第6項 当社団に所属する社員（準会員、賛助会員を含む）が当人の過失により、日本国、並びに他国の刑法を始めとする法律に抵触する犯罪行為を犯した場合、若しくは当社団法人の信用を棄損した当該社員は、退会処分対象者として当社団の理事会、又は当社団が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断に委ねるものとする。

第7項 以上の倫理規定、及び罰則規定に違反する可能性のある社員（役員、準会員、賛助会員を含む）は、自らの当該行為に関する弁明の機会を理事会、又は当社団法人が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会において設けることができる。

第8項 当社団の理事会、又は当社団が外部の法律専門家に設立を依頼した第三者委員会への諮問に基づく判断において、除名、若しくは退会処分まで至る事案ではないと判断された場合、理事会において当該事案に対し相当と見込まれる処分を決定し、当人へ通知する。その場合、決定から一週間以内に通知するものとする。

第四章 資産及び会計

（財産の管理・運用）

第18条 当社団法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める規定によるものとする。

第2項 当社団法人が社会的公益性があると認められる寄付金、及び取引先等への香典や見舞金等については、最大でも内部留保の残高の5%以内とし、その執行においては緊

急の場合を除き社員総会で全社員の過半数、緊急の場合でも全理事の過半数の同意を得て、後日に全社員に報告しなければならない。尚、寄付金、及び香典、見舞金等の出費額の内部留保に対する割合は、社員総会にて見直すこととする。

(事業計画及び収支予算)

第 19 条 当社団法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を得て、社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

第 2 項 前項の規定に関らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出する事ができる。

(事業報告及び決算)

第 20 条 当社団法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類」という）を作成し、監事の監査を受ける事とし、その後理事会の承認を得た上で、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

第 2 項 当社団法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表（及び損益計算書）を公告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第 21 条 当社団法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 2 項 当社団法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第 22 条 当社団法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従

うものとする。

第五章 社員総会

(種類)

第 23 条 当社団法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成)

第 24 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第 2 項 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 25 条 社員総会は、一般法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。

第 2 項 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるものの他、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- (12) 社会的公益性があると認められる寄付金、見舞金、香典等の金額

第 3 項 前項に関らず、個々の社員総会においては、第 3 条に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決する事ができない。

(開催)

第 26 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

第 2 項 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(3) 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集する事ができる

一、請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

二、請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 27 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。但し、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略する事ができる。

第 2 項 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

第 3 項 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使する事ができる事とするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当る。

(定足数)

第 29 条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催する事ができない。

(議決)

第 30 条 社員総会の議事は、一般法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

第 2 項 前項の場合において、議長は、社員として評決に加わる事はできない。

(書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の社員を代理人として評決を委任する事ができる。この場合において、書面評決者又は評決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 32 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在員数及び出席者数（書面評決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記する事）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 2 項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印又はサインをしなければならない。

(社員総会規則)

第 33 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、社員総会において定める社員総会規則による。

第六章 理事・監事及び理事会

第 1 節 理事・監事

(種類及び定款)

第34条 当社団法人に、次の役員を置く。

(1) 理事4名以上10名以内

(2) 監事1名以上3名以内

第2項 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内の副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする事ができる。

(選任等)

第35条 理事及び監事は社員総会において、各々選任する。

第2項 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

第3項 監事は、この社団法人又はその子法人の理事、若しくは使用人を兼ねる事ができない。

(理事の職務・権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この社団法人の業務の執行を決定する。

第2項 代表理事は、当社団法人を代表し、その業務を執行する。

第3項 副理事長は、代表理事を補佐し、この社団法人の業務を執行する。尚、副理事長の一人は専務理事を兼務することができる。

第4項 専務理事は、代表理事を補佐し、この社団法人の業務を執行する。尚、副理事長の一人は専務理事を兼務することができる。

第5項 常務理事は、この社団法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

第6項 理事会は、代表理事及び前2号に定める専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選任する事ができる。

(監事の職務・権限)

第 37 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する事
- (2) 当社団法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査する事
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる事
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する事
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求する事。但し、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が 発せられない場合は、直接理事会を招集する事
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事情があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する事
- (7) 理事がこの社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめる事を請求する事
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する事

(任期)

第 38 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

第 2 項 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

第 3 項 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 4 項 役員は、就任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、尚その職務を行わなければならない。

(解任)

第 39 条 役員が次の一に該当するときは、社員総会において、解任する事ができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わる事のできる社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

(3) 第 11 条の（休会届け）が代表理事に提出され、それが了承された場合は解任の対象とはならない。但し、第 17 条の倫理規定、及び罰則規定に違反した場合は例外とする。

(報酬等)

第 40 条 常勤の役員には報酬を支給する事ができる。その額については、別に定める役員の役員等の報酬規定による。

第 2 項 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。

第 3 項 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第 41 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの社団法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの社団法人との取引

(3) この社団法人がその理事の債務を保証する事その他理事以外の者との間におけるこの社団法人とその理事との利益が相反する取引

第 2 項 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 2 節 理事会

(理事会の構成)

第 42 条 この社団法人に理事会を置く。

第 2 項 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 43 条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、この社団法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

第 2 項 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任する事ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第 44 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

第 2 項 通常理事会は、毎事業年度 1 回開催する。

第 3 項 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第 35 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 45 条 理事会は、代表理事が招集する。但し、前条第 3 項 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

第 2 項 代表理事は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合には、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第 3 項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 46 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

(定足数)

第 47 条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開く事ができない。

(議決)

第 48 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるものの他、議決に加わる事のできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長採決するところによる。

第 2 項 前項の場合において、議長は、理事として評決に加わる事はできない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名、押印（又はサイン）しなければならない。

第七章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会において、議決に加わる事のできる社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て変更する事ができる。

(合併等)

第 51 条 当社団法人は、社員総会において、議決に加わる事のできる社員の議決権の 3 分の 2 の議決により、他の社団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をする事ができる。

(解散)

第 52 条 当社団は、一般法第 148 条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 53 条 当社団が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、この法人の残余財産の帰属権利者を決定するものとする。

第八章 事務局

(設置等)

第 54 条 当社団法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第 2 項 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第 3 項 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

第 4 項 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 55 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 2 項 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第 56 条 当社団法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第九章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるものの他、当社団法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第十章 附則

(最初の事業年度)

第 58 条 当社団法人の設立初年度の事業年度は、第五条の規定に関らず、当社団法人成立の日から、平成 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 59 条 当社団法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 :

設立時理事 :

設立時代表理事 :

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 60 条 当社団法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 :

氏名 :

住所 :

氏名 :

(法令の準拠)

第 61 条 この定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本国際交詢協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印（又はサイン）する。

平成 年 月 日

設立時社員 一般社団法人日本国際交詢協会

代表者理事 印